

伯耆町

平成25年7月発行 NO, 2



農業委員会だより



農業委員会定例会

平成25年秋季農作業労働標準賃金協定表

秋季農作業労働標準賃金を次のとおり定めました。
これを目安として、お互いの話し合いにより取り決めを行ってください。

| 作業名 | | 標準協定額 | 摘要 | |
|----------------|--------|----------------------|--------------------|-------------------------------|
| 一般農作業 (男女共) | | 6,900円 | 8時間労働賄いなし | |
| 耕うん | 整備田 | 6,400円 | 10a当たり | 状況の悪い所は、適宜加算する。 |
| | 未整備田 | 7,000円 | | |
| 稲刈 | バンダ刈 | 7,200円 | " | 紐代含む。 |
| | 未整備田 | 8,200円 | | 倒伏田・湿田等状況の悪い所は、話し合いにより適宜加算する。 |
| 刈 | コンバイン刈 | 15,600円 | " | 結束の場合(10a当たり) 1,000円+紐代実費 |
| | 未整備田 | 18,600円 | | 倒伏田・湿田等状況の悪い所は、話し合いにより適宜加算する。 |
| 稲脱穀 | ハーベスター | 8,200円 | " | 倒伏田・湿田等状況の悪い所は、話し合いにより適宜加算する。 |
| もみ運搬 | | 6円 | 1kg当たり | |
| もみ摺り・乾燥 | | 生籾水分量に関係なく 1,000円 | 摺り上がり玄米 30kg当たり | 油代、袋代を含む。 |

農業委員会の仕事

農業委員会の業務の柱は、優良農地を守り、有効利用するための取り組みで、法令に基づく必須の業務として、農業委員会法でさだめられています。

1. 農地法に基づく業務

- ①農地の権利移動の審査・許可業務
農地の売買・貸し借り等
- ②農地転用の業務
農地法4条、5条 → 違反転用に対する罰則がある。
・違反転用
3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）
・違反転用における現状回復命令違反
3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）
- ③遊休農地対策に関する業務
農地パトロール等 → 農業委員会による指導・勧告
- ④農業生産法人の要件確認と指導等
- ⑤農地の賃貸借解約等の業務
- ⑥和解の仲介の業務
農地の利用関係等に紛争が生じた場合
- ⑦農地の相続等の届出の受理等の業務
農地の利用関係等に紛争が生じた場合
●届出を要する者
農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した者
・相続、遺産分割
・時効取得
・法人の合併、分割等
- ⑧農地の賃借料情報の提供業務

2. 農業経営基盤強化促進法に基づく業務

- ①「基本構想」作成に際しての意見
- ②農地利用集積円滑化事業規定の決定
- ③農用地利用集積計画の決定
- ④認定農業者への利用権の設定等の促進
- ⑤農業生産法人の構成員要件の特例のための「農業経営改善計画」の設定に関する業務

3. 特定農地貸付法・市民農園整備促進法に基づく業務

- ①特定農地貸付法の業務
- ②市民農園整備促進法の業務

4. 農業振興地域整備法に基づく業務

- ①農業振興地域整備計画の業務
- ②交換分合等の業務

5. 土地改良法に基づく業務

- ①土地改良事業に参加の資格者認定の業務
- ②交換分合等の業務

6. 独立行政法人農業者年金法の業務

コーナー 「 頑張る農家さん 」

福岡 村上 敬一・達子 夫婦

伯耆町福岡の村上さん夫婦は、Iターンで乳牛を飼育する専業農家です。

この度、農地所有者が町外で生活されているため、畑池地内の土地が遊休農地（耕作放棄地）となっているこの土地を牧草地に転換するため頑張る夫婦を紹介します。

○村上さんのプロフィール

村上敬一 54歳 鳥取市生まれ、父の転勤で広島へ。
広島県立西条農業高校畜産科卒。鳥取市にて兄とともに酪農を始める。結婚後に独立、当時の溝口町福岡で「牛を飼うならここにおいで」と声をかけてもらい夫婦で就農。その後、牛舎も手作りし、現在に至る。

作付面積（牧草）約5ha
飼育頭数 乳牛 15頭



○農業に対する今後の目標

- ・後継者を育てたい

「農業をしたかったらここにおいで」と言ってあげたいです。

○遊休農地解消へむけて

荒れた農地に囲まれた田んぼで、病虫害に困っておられた稲作農家の方より相談があり、地元の農業委員さんが農家組合長と私に声をかけ、三人で相談の結果、荒れた農地の所有者から農地を借り、助成金も利用して地元の方々のご協力で牧草を作付けすることになりました。



太い木の幹は直径20cmくらい
ありました



木を切り根を掘り取り
牧草を作付けします

農地パトロール

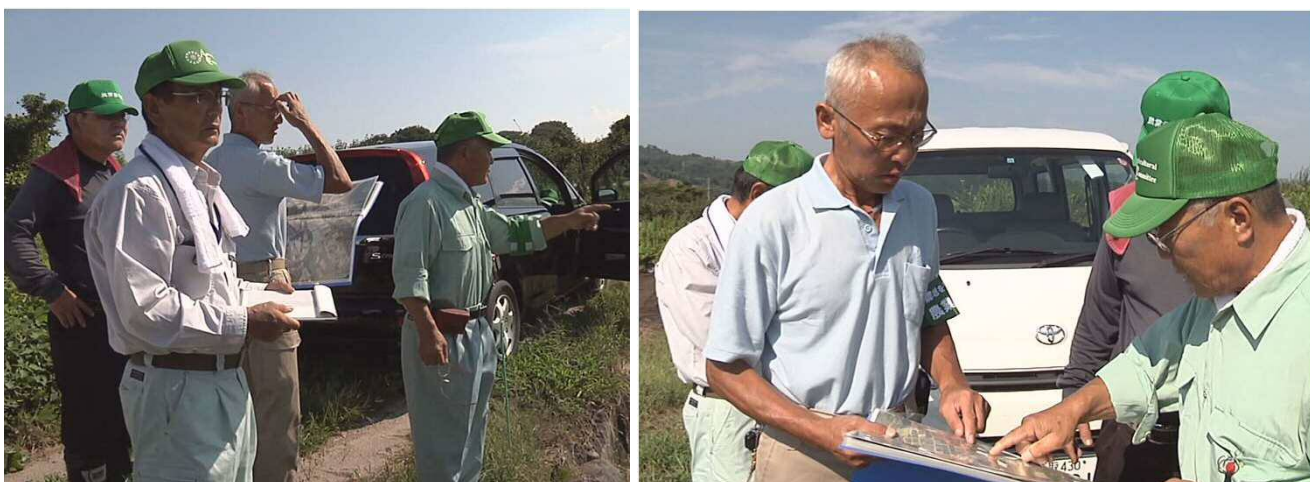
伯耆町農業委員会では、管内の農地の状況把握と農地法に基づく利用状況調査のため、農地パトロールを実施します。

目 的

- ・農地の実態把握・有効利用から遊休農地の解消
- ・農地の違反転用の解消

実施日

- ・平成25年8月17日（土）



農地パトロール昨年度実施状況

ヤミ小作（口約束）

口約束での「ヤミ小作」は、なぜいけないの？というお話をよく耳にします。このことについてお答えします。

○時効によって、貸した農地が返ってこないこともあります

「ヤミ小作」が長期間継続していると、賃借人が賃貸権の時効（民法による20年以上）を強調した場合、農地が返還されないことがあります。

○ヤミ小作には法律の保護がありません

農地を貸借される際は、農業委員会にご相談ください。農地の所有者、農地の借人の権利を守るために、農地法または利用権の設定による賃借契約をご案内します。

町民の皆さん、農家の皆さん、身近な情報や紙面へのご意見ご感想などがありましたら伯耆町農業委員会事務局までお寄せください。

●広報編集委員委員長 車 睦宏

委員 堀尾 祐史、加川 賢明、永見 文夫、井上 祥一郎
連絡先 62-0715（農業委員会事務局）